

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

国際復興開発銀行協定（昭和二十七年条約第十四号）（抄）

第二条 銀行の加盟国の地位及び銀行の資本

第一項 （略）

第二項 授権資本

(a) 銀行の授権資本は、千九百四十四年七月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる百億ドルとする。資本は、各十万ドルの額面価額を有する十万株に分ち、この株式は、加盟国のみが応募することができる。

(b) 資本は、銀行が総投票権数の四分の三の多数によつて適當と認めるときは、増額することができる。

第三項 株式の応募

(a) 各加盟国は、銀行の資本の株式に応募しなければならない。原加盟国が応募すべき株式の最小限は、附表 A に掲げるものとする。その他の加盟国が応募すべき株式の最小限は、銀行が定め、銀行は、その資本のうちこの加盟国の応募のために充分な部分を留保する。

(b) 銀行は、規則を設けることによつて、加盟国がその応募すべき株式の最小限の外銀行の授権資本の株式に応募することができる条件を定める。

(c) 銀行の授権資本が増額されたときは、各加盟国は、銀行が定める条件に基いて、それまでに応募した額が銀行の資本の総額に対する割合と同一の割合で増加額について応募する適當な機会を与えられる。

但し、加盟国は、増加資本のいかなる部分についても応募の義務を負わない。

#### 第四項（第十項）（略）

#### 第五条 組織及び運営

#### 第一項（第十項）（略）

#### 第十一項 寄託所

(a) 各加盟国は、本国通貨の銀行保有全額の寄託所として中央銀行を指定し、また、中央銀行がないときは、銀行が受諾することができる他の機関を指定する。

(b) 銀行は、金を含む他の資産を、最大の株式数を有する五加盟国が指定した寄託所及び銀行が選定するその他の指定寄託所において保有することができる。当初は、銀行の金保有額の少くとも五十パーセントは、銀行の主たる事務所がある加盟国が指定した寄託所において保有し、少くとも四十パーセントは、前記の五加盟国のうちの残余の四国が指定した寄託所において保有する。この各寄託所は、当初は、それぞれを指定した加盟国の株式について払い込まれた金相当額以上を保有しなければならない。この場合において、すべて銀行による金の移動は、輸送費及び予想される銀行の必要に充分な考慮を払って行わなければならない。緊急のときは、理事会は、銀行の金保有額の全部又は一部を、適当に保護することができるいかなる場所にも移すことができる。

#### 第十二項 通貨保有の形式

銀行は、いかなる加盟国の通貨でも、第二条第七項(i)に基いて銀行に対し払い込まれるもの又はその通貨でされた貸付に対する償却の支払に充てるために銀行に対し支払われるものの一部が自己の業務に必要でないとき認めるときは、その代りに、当該加盟国の政府又は当該加盟国が指定した寄託所が発行する手形

その他の債務証券を当該加盟国から受理する。この手形その他の債務証券は、譲渡禁止且つ無利子のもので、指定寄託所における銀行の勘定に貸記することによつて要求次第額面で支払われるものでなければならぬ。

第十三項及び第十四項 (略)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第百九十一号)  
(抄)

(銀行への出資額)

第二条の二 政府は、銀行に対し、この法律施行の日における基準外国為替相場(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七条第一項の基準外国為替相場をいう。以下同じ。)で換算した本邦通貨の金額が九百億円に相当する国際復興開発銀行協定第二条第二項(a)に規定する合衆国ドルの金額の範囲内において、出資することができる。

2  
1 1 (略)

1 2 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、第一項の合衆国ドルによる三十八億四千四百四十万ドルの範囲内において、出資することができる。

(出資の方法)

第三条 政府は、基金に対しては、外国為替資金特別会計の負担において特別引出権(国際通貨基金協定第十五条に規定する特別引出権をいう。以下同じ。)、他の基金加盟国通貨、本邦通貨又は金で、銀行に対しては、一般会計の負担において金又はアメリカ合衆国通貨その他の外国通貨及び本邦通貨で、第二条及

び第二条の二の規定による出資をすることができる。

2 (略)

(証券による基金への出資)

第五条 政府は、第三条第一項の規定により基金に出資する本邦通貨に代えて、その一部を基金通貨代用証券(国際通貨基金協定第三条第四項の規定に基づき、本邦通貨に代えて基金に交付する国債(日本銀行が買い取ったものを含む。))をいう。以下同じ。)で出資することができる。

2 前項の規定により出資するため、政府は、外国為替資金特別会計の負担において、必要な額を限度として基金通貨代用証券を発行することができる。

3 前項の規定により発行する基金通貨代用証券には、利子を付けない。

4 第二項の規定により発行する基金通貨代用証券は、第七条第一項の命令に従い買い取る場合を除く外、何人も、基金から譲り受けることができない。

5 第二項の規定により発行する基金通貨代用証券の交付価格は、額面百円につき百円とする。

(基金に出資した証券の償還)

第六条 政府は、基金から前条第一項の規定により基金に出資した基金通貨代用証券の全部又は一部につき償還の請求を受けたときは、直ちにその償還をしなければならない。

(国債による銀行への出資等)

第十条 政府は、第三条第一項の規定により銀行に出資する本邦通貨に代えて、その一部を国債で出資することができる。

2 前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3 第五条第三項から第五項までの規定は、前項の規定により発行する国債について、第六条の規定は、第一項の規定により銀行に出資した国債について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第四項中「第七条第一項」とあるのは「第十条第四項」と、「基金」とあるのは「銀行」と、第六条中「基金」とあるのは「銀行」と読み替えるものとする。

4 政府は、第一項の規定により銀行に出資した国債につき償還の請求を受けた場合において、緊急やむをえない理由があるため又は償還財源に不足があるため当該請求に係る金額の全部又は一部の償還を行なうことができないときは、日本銀行に対し、政府が償還を行なうことのできない金額に相当する額に限り、当該国債を銀行から買い取ることを命ずることができる。

5 第七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により日本銀行が買い取った国債について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは、「第十条第四項」と読み替えるものとする。

6 前各項に規定するもののほか、第二項の規定により発行する国債（第四項の規定により日本銀行が買い取ったものを含む。次項において同じ。）に関し必要な事項は、財務大臣が定める。

7 第二項の規定により発行する国債については、特別会計に関する法律第四十二条第二項の規定は、適用しない。

（寄託所の指定）

第十四条 政府は、国際通貨基金協定第十三条第二項及び国際復興開発銀行協定第五条第十一項の規定に従い、基金及び銀行の保有するすべての本邦通貨（基金通貨代用証券及び国債を含む。以下この条において

同じ。)の寄託所として日本銀行を指定する。この場合においては、日本銀行は、日本銀行法第四十三条第一項の規定にかかわらず、基金及び銀行の保有する本邦通貨の寄託所としての業務を行うものとする。

日本銀行法（平成九年法律第八十九号）（抄）

（他業の禁止）

第四十三条 日本銀行は、この法律の規定により日本銀行の業務とされた業務以外の業務を行ってはならない。ただし、この法律に規定する日本銀行の目的達成上必要がある場合において、財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

2 （略）

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律（昭和三十一年法律第六十七号）（抄）

（出資額）

第一条 政府は、国際金融公社（以下「公社」という。）に対し、この法律の施行の日における基準外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項の基準外国為替相場をいう。）で換算した本邦通貨の金額が九億九千六百八十四万円に相当する合衆国ドルの金額の範囲内において出資することができる。

2 5 （略）

6 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、公社に対し、二千百三十六万合衆国ドルの範囲内において、アメリカ合衆国通貨又は本邦通貨により出資することができる。

(国債による出資等)

第二条 政府は、前条第五項及び第六項の規定により公社に出資するアメリカ合衆国通貨に代えて、その全部又は一部を当該通貨をもつて表示する国債で出資することができる。

2 前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第百九十一号)第十条第三項から第七項まで(国債の発行条件、償還等)の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項中「銀行」とあるのは「国際金融公社」と、「第六条中」とあるのは「同条第五項中「百円」とあるのは「千合衆国ドル」と、第六条中「銀行」とあるのは「国際金融公社」と読み替えるものとする。